芝田地区まちづくり推進会議設置要綱

（設置）

第 1 条　大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部会運営要綱第 3 条の規定に基づき、芝田地区まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を組織する。

（目的）

第 2 条　推進会議は、大阪駅周辺地域全体のさらなる活性化や国際競争力の強化のため、大阪駅周辺地域全体におけるまちづくりの方向性を検討するとともに、その中で関係者の共通認識となる芝田地区の整備方針を策定することを目的とする。

（構成）

第 3 条　推進会議は、学識経験等を有する者及び次の各号に掲げる団体から選出された者をもって構成する。

（1）近畿地方整備局
（2）近畿運輸局
（3）大阪市
（4）独立行政法人都市再生機構
（5）阪急電鉄株式会社
（6）西日本旅客鉄道株式会社
（7）大阪市高速電気軌道株式会社
（8）大阪地下街株式会社

2　推進会議に会長を置き、推進会議の構成員の互選により選任する。

3　会長は、検討を行うため特に必要があると認める者に、推進会議への出席等必要な協力を依頼することができる。

4　推進会議は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

（推進会議の公開等）

第 4 条　推進会議は、原則として公開とする。

（事務局）

第 5 条　推進会議の庶務は、大阪市、独立行政法人都市再生機構及び阪急電鉄株式会社において処理する。

（雑則）

第 6 条　本要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月 13 日から施行する。